［削る］

備考　表中の［　］は注記である。

様式第八から様式第十四までを削る。

（石油の備蓄の確保等に関する法律施行規則の一部改正）

第十四条　石油の備蓄の確保等に関する法律施行規則（昭和五十一年通商産業省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（電磁的記録媒体による手続） **第四十七条**　次の各号に掲げる書類の提出については、当該書類の提出に代えて当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）の提出又は次項で定める電磁的方法をもって行うことができる。	（フレキシブルディスクによる手続） **第四十七条**　次の表の上欄に掲げる書類の提出については、当該書類に記載すべきこととされている事項を同表の下欄に掲げる様式により記録したフレキシブルディスク及び様式第四十五のフレキシブルディスク提出票を提出することにより行うことができる。
［削る］	第九条第三項の申請書及び第二十二条第三項の申請書	様式第四十六
	第十三条（第二十六条において準用する場合を含む。）の申出書	様式第四十七
	第十四条第一項（第二十六条において準用する場合を含む。）の申請書	様式第四十八
	第十六条第一項（第二十六条において準用する場合を含む。）の申出書	様式第四十九
	第十七条第一項（第二十六条において準用する場合を含む。）の届出書	様式第五十
	第十八条第一項（第二十六条において準用する場合を含む。）の届出書	様式第五十一
	第二十七条第一項の申請書	様式第五十二
	第二十八条の申請書	様式第五十三
	第二十九条の届出書	様式第五十四
	第三十条の届出書	様式第五十五
	第三十二条第一項の届出書及び同条第三項の添付書類（同項第二号及び第四号イに掲げる書類を除く。）	様式第五十六
	第三十二条第四項の届出書	様式第五十七
	第三十二条第五項の届出書	様式第五十八
	第三十三条第一項の届出書及び同条第四項第一号に掲げる添付書類	様式第五十九
	第三十三条第五項の届出書	様式第六十
	第三十三条第六項の届出書	様式第六十一